

## 第2節 カウンセリング体制等の充実

### 1 スクールカウンセラー等の配置 【義務教育課】

暴力行為、いじめ、不登校等の問題行動の未然防止や早期発見、早期解決を図るため、スクールカウンセラー等を配置し、カウンセリング体制の充実を図る。

#### (1) スクールカウンセラー（小・中学校、定時制高等学校） 【義務教育課】【高校教育課】

資格要件 臨床心理士、精神科医、大学教官（心理学専攻）またはこれらに準ずる者

- 活動内容
- ・ 児童生徒へのカウンセリング
  - ・ 教職員の児童生徒への接し方やカウンセリングに対する助言・援助
  - ・ 保護者の子どもへの接し方に対する助言・援助

#### (2) スクールソーシャルワーカー（小・中学校、定時制高等学校） 【義務教育課】【高校教育課】

資格要件 社会福祉士、精神保健福祉士、過去に教育または福祉の分野における活動経験を有する者

- 活動内容
- ・ 問題を抱えた児童・生徒の家庭への働きかけ
  - ・ 福祉関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
  - ・ 学校内における問題解決のための体制構築、支援
  - ・ その他児童・生徒の環境の問題に関し、適当と認められる業務

### 2 不登校対策推進事業 【義務教育課】

家庭・地域・学校および関係機関の連携による不登校の減少および未然防止の推進

- ① 「福井県不登校対策指針」に基づく、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の実施
- ② 心に悩みを持つ小・中学生の話し相手として、大学生を心のパートナーとして派遣
- ③ 教育相談担当教員養成研修による教員の資質向上
- ④ 不登校対策に効果のあった実践を学ぶ研修会の実施
- ⑤ 社会規範意識の向上に関する講演会（法教育）の実施
- ⑥ 基本的な生活習慣の重要性およびインターネット利用の悪影響に関するリーフレットを作成し児童生徒の保護者に啓発

### 3 適応指導教室での児童生徒支援 【義務教育課】

#### (1) 中核教室（市および嶺南教育事務所）

市町の適応指導教室は教室間でネットワークを組み、研修の機会などを共有することによって相互にカウンセリングや適応指導の技量の向上に努めている。その際に、特に市の適応指導教室と嶺南教育事務所フレンド学級は、中核教室として主導的な役割を担っている。

#### (2) 適応指導地域支援センター（市町）

適応指導教室を開設している市町の教育委員会は、適応指導地域支援センターとして適応指導教室と適切に連携しながら、適応指導教室の活動に様々な体験活動を取り入れたり各学校との連携の緊密化を図ったりして、不登校児童生徒へのよりきめの細かい支援体制の構築を目指している。